

人間文化研究機構研究活動不正防止計画推進室設置要項

平成19年11月 8日
機 構 長 裁 定

(目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成19年11月8日規程第119号）第5条の規定に基づき設置する研究活動不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究を担当する理事及び財務を担当する理事
- 二 企画連携室員
- 三 事務局長
- 四 機関の管理部長
- 五 その他室長が指名する者 若干名

(室長等)

第3条 室長は、前条第1号の室員のうち研究を担当する理事をもって充てる。

2 室長補佐は、前条第2号の室員のうちから室長が指名した者をもって充てる。

(業務)

第4条 推進室は次に掲げる事項を扱う。

- 一 不正発生要因の把握
 - 二 具体的な研究活動における不正防止計画の策定及び実施
 - 三 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
 - 四 適正なチェック体制の構築及び機構ルールの一貫について提言
 - 五 大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動に係る行動規範の浸透を図るための方策の推進
- 2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて機構の職員の意見を聴取するものとする。

(事務)

第5条 推進室の事務は、機構本部事務局総務課研究支援室が行う。

附 則

この要項は、平成19年11月 8日から施行する。